



デジタル時代の競争を考える ⑩

長崎大学准教授 井畠 陽平

最後に、デジタルプラットフォームに対する法規制の動向をみましょ。

第4回で紹介した議会報告書は①反トラスト当局などによる法執行を強化し、議会も積極的に監視する②反トラスト法は消費者だけでなく、労働者や中小企業、さらには民主主義を守るためにものであることを再確認する③反トラスト法に違反するかどうか問われている行為が、市場での競争を害することの説明（セオリーオブハーム）を全面的に見直す——ことなどを勧告しています。さらに、支配的な立場にあるGAFAMの企業分割を命じるための法律や、利用者が自分のデータを回収・移転する「データポータビリティ」などを確保する

ための法律の制定も検討するよう求めています。

デジタルプラットフォームについても、わが国でも

2021年2月に「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が施行されました。

同法で特に注目されるのは、特定デジタルプラットフォーム事業者に対し

て、利用者に取引条件等の情報開示や取引条件変更の際の事前通知を義務づける

規制を導入した点です。

これは、デジタルプラットフォームによる経済力の乱用を可視化し、力を乱用しないようけん制するとともに、取引条件を周知する

こと、不満のある利用者が当該プラットフォームの

利用を取りやめ、他に乗り換えることを促すための措

（次回から「資本主義の進化を考える」を連載します）

重み増す利用者の行動と関与

置だと評価できます。

この連載では、米国での動向を踏まえて、デジタル

時代の競争について考えてきました。今後、GAFAM

は自らを取り巻く様々な問題に自主的な規制で対応

し、ある程度は、それで改善されるかもしれません。

その方が手っ取り早く、コストもかからないからで

す。また、政府が法律を用いて、積極的に介入し規制

することも予想されます。

それでも、デジタル時代の競争のあり方を決める本

当の原動力は、私たち利用

者の行動と関与だと思いま

す。優良なサービスを提供するプラットフォームを積

極的に選択し利用するのは私たちなのです。